2　よくある質問

Q1. 移動支援のサービス内容とはどのようなものか？

A1 .外出時の移動の介助や外出先での排泄、食事等の介助。
外出中やその前後におけるコミュニケーション支援（代筆・代読等）。
外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの世話や整理。

Q2. １回の利用時間の制限はあるのか？

A2. 原則として８時間以内。

Q3. 行動援護、同行援護、重度訪問介護対象の方も使えるのか？

A3. 外出の際は介護給付費が優先となるため、そちらで算定する。

Q4. 訪問後、天候等による外出待ちは算定できるか？

A4. 外出をするための準備であれば待っている時間も含めて算定できる。

Q5. キャンセル料を利用者に請求することはできるか？

A5 .契約時に利用者との間で取り決めをしたうえで、一定のキャンセル料を請求することは可能。

Q6. 冠婚葬祭に利用できるか？

A6. 利用できる。介助が不要な方なら会場内は算定できない。

Q7. 外出の具体的な内容はどのようなものか？

A7. 社会生活上必要不可欠な外出・・・官公庁や金融機関への外出。公的行事への参加、
生活必需品の買い物。冠婚葬祭、理美容等。
社会参加または、余暇活動的な外出・・・各種行事の参加、レクリエーション等

Q8. 通学、通所に移動支援を利用できるか？

A8. 利用できる。

Q9. 目的地や最寄り駅で待ち合わせ、利用できるか？

A9. 原則は自宅からであるが、状況によっては可能。

Q10. プール利用中は算定できるか？

A10. 原則は、プールへの往復のみだが、プールサイドでの待機（トイレへの付き添いや身体を拭く等を行う）や着替えの介助等は算定対象となる。なお、プール内での遊泳介助はヘルパーの業務範囲ではないが、利用者の安全確認のため、プール内（水の中）にいる時間も算定対象となる。

Q11. 自転車の利用ができるか？

A11. できない。常時介護ができる状態での付き添いが前提となるため並走も不可。

Q12. ヘルパーが運転する車で目的地まで移動することは可能か？

A12. 運転する人と別に利用者にヘルパーがいれば算定対象となる。

Q13. 家族や友人の車にヘルパーが同乗して介助することはできるか？

A13. 本来、公共交通機関（電車、バス、タクシー）を利用することが原則。
家族や友人の運転は、万が一事故にあった時の責任もあり、好ましくない。やむを得ず行う場合は、事故の対応等について利用者と事前に協議しておくことが必要。

Q14. 利用者宅までのヘルパーの交通費について請求できるか？

A14. 基本的には請求できない。ただし、事業者が定める実施区域外の場合は請求が可能なため契約時に取り決めが必要。

Q15. 付き添い中のヘルパーの交通費について、利用者に請求できるか？

A15. 利用者宅から外出にかかる交通費については、利用者がヘルパー分を負担。

Q16. 目的地のみでの利用や送迎の場合、待ち合わせ場所までの交通費や利用者を送った後、ヘルパーが利用者宅に戻る場合の交通費は利用者に請求できるか？

A16. 利用者の負担となる。金額については事前に利用者と協議して決めておくこと。
片道の送迎の後、ヘルパーが利用者宅に戻る場合も同様である。戻りの移動支援の算定は、不可。

Q17. ヘルパー業務時間中の昼食費用について、利用者へ請求できるか？

A17. 常識的範囲内で、ヘルパー自身の分はヘルパーが負担する。ただし、特別な料理（フルコースやバイキング等）を経験したいから一緒に付き添ってマナーも含めて支援を依頼された場合は、利用者負担となることもある。

Q18. 喫茶店でのコーヒー代などについて、利用者に請求できるか？

A18. 付き添いであることを伝えて、ヘルパーは注文しないという対応が望ましいが利用者が希望した場合の負担は利用者となる。

Q19. 観劇、映画、コンサート、スポーツ観戦等の入場料について利用者に請求できるか？

A19. 送迎のみが望ましいが場内での支援を行う必要がある場合の入場料は利用者が負担する。

Q20. 請求受領後に請求誤りがあった場合どうすればよいか？

A20. 過誤申立書を障がい者支援課へFAXし、正しい内容を国保連へ再請求する。

Q21. 月初めに計画を立てた後、変更があった場合の修正方法は？

A21. 実績記録票の変更箇所に二重線を引き修正する。利用者確認のうえ利用者の訂正印をもらう。

Q22. 利用者とヘルパーの集合解散場所が違う場合の算定可否について。

A22. 原則は、利用者と一緒の時間が算定対象となる。しかし、自宅から車いすを運ぶとか雨具等を迎えに行くのに必要だった場合は、その限りではない。

Q23. 2人介助となる基準を教えてほしい。

A23. １）行動予測が困難でヘルパー一人では危険が伴う場合。
２）利用者の身体的理由でヘルパー一人で介護が困難な場合。
３）その他、障がい状況から判断して１）又は２）に準ずると認められる場合。

以上